

改 正 案	現 行
<p>（郵便貯金銀行の業務の制限）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 法第百十条第一項第五号に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第八条第二項の規定により同法第二条第三項に規定する金融機関が行うことができる事務に係る業務</p> <p>七 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第十二条第三項の規定により同法第二条第一項に規定する金融機関が行うことができる業務</p> <p>（財務局長等への権限の委任）</p> <p>第二十二條 法第百八十五條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、郵便貯金銀行又は郵便保険会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局</p>	<p>（郵便貯金銀行の業務の制限）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 法第百十条第一項第五号に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（財務局長等への権限の委任）</p> <p>第二十二條 法第百八十五條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、郵便貯金銀行又は郵便保険会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局</p>

長) も行うことができる。

- 一 法第一百七条第一項及び第二項並びに第四百四十五条第一項及び第二項の規定による報告又は資料の提出の求め

二 (略)

2・3 (略)

長) も行うことができる。

- 一 法第一百七条第一項及び第二項並びに第四百四十五条第一項及び第二項の規定による報告又は資料の提出の命令

二 (略)

2・3 (略)